

答 申 第 8 6 号  
平成26年1月31日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に  
基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成26年1月27日付佐市保第1791号により諮問がありました「国保データベース（KDB）システムの導入に伴う、介護保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の個人情報の本人以外からの収集並びに国民健康保険被保険者の個人情報の外部提供」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。